

男鹿市告示第 7 7 号

男鹿市介護予防ケアマネジメント実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 6 月 1 日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市介護予防ケアマネジメント実施要綱の一部を改正する告示
男鹿市介護予防ケアマネジメント実施要綱（令和 3 年男鹿市告示第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第 1 条 この告示は、男鹿市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（令和 3 年男鹿市告示第36号。以下「実施要綱」という。）第 4 条第 1 号エに規定する、介護予防ケアマネジメントの実施に関し、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニに定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 （介護予防ケアマネジメントの類型） 第 4 条 （略） <u>2 前項に掲げるケアマネジメントのほか、次に掲げる加算を算定することができる。</u> <u>(1) 初回加算は、新規に介護予防ケアマネジメントを行った場合に算定するものとする。ただし、ケアマネジ</u>	（趣旨） 第 1 条 この告示は、男鹿市介護予防・日常生活支援総合事業要綱（令和 3 年男鹿市告示第36号。以下「実施要綱」という。）第 4 条第 1 号エに規定する、介護予防ケアマネジメントの実施に関し、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニに定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 （介護予防ケアマネジメントの類型） 第 4 条 （略） <u>2 初回加算は、新規に介護予防ケアマネジメントを行った場合に算定するものとする。ただし、ケアマネジメントCを算定している場合は、算定しない。</u>

改正後	改正前																										
<u>メントCを算定している場合は、算定しない。</u> <u>(2) 委託連携加算は、利用者一人につき指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に委託する初回に限り、算定するものとする。</u> <u>(3) 介護職員等処遇改善加算は、介護保険法に基づく指定基準を満たした指定居宅介護支援事業所が、介護予防ケアマネジメントを実施する場合に算定するものとする。</u> 別表（第5条関係） 介護予防ケアマネジメント費単位数表 <table> <tr> <th>名称</th><th>1月当たりの単位数</th></tr> <tr> <td>ケアマネジメントA</td><td>442単位</td></tr> <tr> <td>ケアマネジメントB</td><td>202単位</td></tr> <tr> <td>ケアマネジメントC</td><td>303単位</td></tr> <tr> <td>初回加算</td><td>300単位</td></tr> <tr> <td>委託連携加算</td><td>300単位</td></tr> <tr> <td>介護職員等処遇改善加算</td><td>所定単位×27／1000</td></tr> </table> 注1 高齢者虐待防止措置未実施減算については、所定単位数の1／100に相当する単位数を減算する。 注2 業務継続計画未策定減算については、所定単位数の1／100に相当する単位数を減算する。（令和7年4月1日から適用する。） <u>注3 介護職員等処遇改善加算の「所定単位数」とは、当該月に算定した各ケアマネジメント区分及び加算の</u>	名称	1月当たりの単位数	ケアマネジメントA	442単位	ケアマネジメントB	202単位	ケアマネジメントC	303単位	初回加算	300単位	委託連携加算	300単位	介護職員等処遇改善加算	所定単位×27／1000	<u>3 委託連携加算は、利用者一人につき指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に委託する初回に限り、算定するものとする。</u> 別表（第5条関係） 介護予防ケアマネジメント費単位数表 <table> <tr> <th>名称</th><th>1月当たりの単位数</th></tr> <tr> <td>ケアマネジメントA</td><td>442単位</td></tr> <tr> <td>ケアマネジメントB</td><td>202単位</td></tr> <tr> <td>ケアマネジメントC</td><td>303単位</td></tr> <tr> <td>初回加算</td><td>300単位</td></tr> <tr> <td>委託連携加算</td><td>300単位</td></tr> </table> 注1 高齢者虐待防止措置未実施減算については、所定単位数の1／100に相当する単位数を減算する。 注2 業務継続計画未策定減算については、所定単位数の1／100に相当する単位数を減算する。（令和7年4月1日から適用する。）	名称	1月当たりの単位数	ケアマネジメントA	442単位	ケアマネジメントB	202単位	ケアマネジメントC	303単位	初回加算	300単位	委託連携加算	300単位
名称	1月当たりの単位数																										
ケアマネジメントA	442単位																										
ケアマネジメントB	202単位																										
ケアマネジメントC	303単位																										
初回加算	300単位																										
委託連携加算	300単位																										
介護職員等処遇改善加算	所定単位×27／1000																										
名称	1月当たりの単位数																										
ケアマネジメントA	442単位																										
ケアマネジメントB	202単位																										
ケアマネジメントC	303単位																										
初回加算	300単位																										
委託連携加算	300単位																										

改正後	改正前
<u>単位数の合計とする。</u>	
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分及び太枠で示した部分である。	

附 則

この告示は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。